

## 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

## 1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設(整備法第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。)の入所者の保護に直接従事する職員(児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設(同法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 29 条に規定する身体障害者更生施設、同法第 30 条に規定する身体障害者療護施設及び同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設に限る。)、同法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員
- (4) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員
- (5) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(重度障害者等包括支援において提供される場合を含む。)若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (6) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第 71 号)第 3 条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (7) 指定訪問介護(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護をいう。)又は指定介護予防訪問介護(介護保険法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)に該当する同法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護をいう。)の訪問介護員等
- (8) 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護をいう。)若しくは指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護をいう。)又は指定短期入所生活介護(指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サー

- ビスに該当する同法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)の介護職員
- (9) 指定訪問入浴介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の介護職員
- (10) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護保険法第 42 条の 2 に規定する指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)に該当する同法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随 時対応型訪問介護看護をいう。)の訪問介護員等
- (11) 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。)の訪問介護員
- (12) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員
- (13) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 18 項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の介護従業者
- (14) 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 19 項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 17 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者
- (15) 指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する同法第 8 条第 22 項に規定する複合型サービスをいう。)の介護従業者
- (16) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設の介護職員
- (17) 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第 8 条第 20 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う施設の介護職員
- (18) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があるこ

とにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

- (19) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成 13 年法律第 26 号)第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (20) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第 8 条第 26 項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (21) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成 6 年 3 月厚生省告示第 72 号)別表第 1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1~4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。)において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
- (22) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (23) ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (24) 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和 22 年労働省令第 12 号)附則第 4 項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (25) 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 29 条第 1 項第 2 号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
- (26) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成 15 年 11 月 10 日付け障発第 1110001 号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
- (27) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和 62 年 8 月 6 日付け社更第 185 号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (28) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和 54 年 4 月 11 日付け児第 67 号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (29) 「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号)別紙 1(地域生活支援事業実施要綱)別記 9 に基づく「移動支援事業」、別記 11(3)に基づく「身体障害者自立支援」、別記 11(6)に基づく「日中一時支援」又は別記 11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記 11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員
- (30) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成 6 年 6 月 23 日付け社援地第 74 号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

- (31) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和 63 年 12 月 13 日付け健医発第 1414 号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員
- (32) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」(平成 5 年 7 月 15 日付け健医発第 765 号)に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」(平成 5 年 7 月 15 日付け健医発第 766 号)に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員
- (33) 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和 50 年 9 月 19 日付け衛発第 547 号)別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員
- (34) 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者